

私たちが求める「性暴力禁止法」論点整理

2014. 9. 29

性暴力禁止法をつくろうネットワークでは、「性暴力禁止法」骨子案を提案するために議論を継続的に行っております。「性暴力禁止法」の全体の構成は以下のように考えていますが、そのうちのⅡ刑事法関係についての論点整理を抜粋いたします。

- I 概念、対象、枠組み
- II 刑事法関係
 - 刑法・強姦罪の見直しに向けて
 - 捜査・裁判手続き
- III 被害者支援に関して
 - 性暴力被害者支援法
 - 24 時間体制のホットラインと性暴力救援センター
- IV 関連法（DV 防止法、ストーカー規制法、均等法、児童虐待防止法など）
- V その他の課題（売春防止法、ポルノなど）
- VI 予防教育
- VII 加害者対策
- VIII 調査研究

II 刑事法関係

1. 刑法の見直しに向けて（強姦罪規定を中心に） 【改正】

……現状

（公然わいせつ） 第七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（わいせつ物頒布等） 第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

（強制わいせつ） 第七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦） 第七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦） 第七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、

若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六條の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前條の例による。

(集團強姦等) 第七十八條の二 二人以上の者が現場において共同して第七十七條又は前條第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

(未遂罪) 第七十九條 第七十六條から前條までの罪の未遂は、罰する。

(親告罪) 第八十條 第七十六條から第七十八條までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第七十六條若しくは第七十八條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷) 第八十一條 第七十六條若しくは第七十八條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第七十七條若しくは第七十八條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第七十八條の二の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(淫行勧誘) 第八十二條 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十三條 削除

(重婚) 第八十四條 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となって婚姻をした者も、同様とする。

⑩ 条文の位置と保護法益

……現状

現行法では第 22 章 (23 章は賭博及び富くじ) にわいせつ、姦淫及び重婚の罪として規定され、公然わいせつ罪も同じ章に規定されている。

……………論点

保護法益は個人の性的自由、性的自己決定権、性的発達の保障等か。その内実は何か。

性暴力に関する条文が、複数の場所にまたがっているが整理すべきではないか。

(提言) 性暴力については、個人的法益として殺人の章の次に移動し、保護法益を身体の安全と一体性であることを前提にした条文立てとすること。

⑪ 「暴行・脅迫」要件について、どのような態様の行為を処罰するのか

……現状

176 条、177 条ともに犯罪の成立要件として「暴行又は脅迫」を要件としている。

また、177条の「暴行又は脅迫」については、最高裁判所は、相手方の拒抗を著しく困難ならしめる程度、としている（1949年5月10日判決）。

……………論点

暴行・脅迫の要件を維持するか、

維持する場合、どの程度の暴行・脅迫とすべきか

暴行・脅迫以外に、強制、力の濫用や不意打ちや相手方の心神喪失の状況の利用等を含むか。

177条と178条の関係はどう理解すべきか・手段として、拘禁、心理的抑圧、権限濫用等の強制や、強制的環境、相手方の同意が期待できない状況、不意打ち。金銭の支払いは含むべきか。

薬物を利用した性暴力はどう扱うべきか。

暴行・脅迫要件を必要とする場合の（不）同意の位置づけ。

暴行・脅迫要件ではなく、不同意のみでの立法を求めるのか。

（不）同意についての錯誤についての扱い。

同意の内容・意味として、相手、時期、方法（避妊方法も）を含む。生き残るための同意の位置づけ。

そもそも同意があり得ない特殊な関係の有無（セラピスト・ペイシエント症候群）。

※動機の錯誤の範囲。とくに欺罔（だますこと）を要件とする場合。

暴行・脅迫の内容、方法、程度によって加重要件とするのか。

結果による加重類型について、その分類と重みづけ（生命・身体の負傷だけでなく、感染症、妊娠等）をするのか。

抵抗の位置づけはどう扱うべきか（自由権規約審査第5回勧告参照）。

（提言）

① 被害者もしくは第三者に対する暴力の行使、暴力の威嚇もしくは（暴力への恐怖、強迫、拘禁、心理的抑圧または権力の濫用などの）強制によって、または強制的環境に乗ずることによって行われ、または真の同意が不可能な者に対して性的挿入、性的接触をすることのような規定に変更し、かつ、暴行・脅迫については、任意性を侵害するもの/強制的な状況を広く含むようにする、または、②同意がない性的侵入を処罰対象とし、併用はしない。①の場合については、同意は、性的侵入行為だけでなく、その手段、相手、時期、結果について明示かつ自発的な了解がなければならない。また、同意の判断においては過去の性体験や職業に影響を受けない（刑事裁判の項と同旨。参照）。

加重類型のあり方は今後引き続き検討する。準強姦や準強制わいせつを別個に規定すべきか、加害態様によって刑を加重すべきか、また、結果について、どのような結果によって加重すべきか、どの程度加重すべきかなど今後検討が必要である。

被害者の抵抗を、犯罪成立の要件としない。

②非親告罪化について

……………現状

176条から178条の罪については、共犯の場合を除き、親告罪とされ、告訴がないと起訴ができない。ただし、致死傷の場合は、親告罪ではない。

……………論点

性犯罪については非親告罪とすることでよいか。

本人意思の担保はどうするか。

(提言) 性犯罪を非親告罪とする。被害者の意思の尊重・プライバシーの保護、私生活の平穩の保護は、別途講ずる。

③いわゆる「性交同意年齢」の引き上げについて

……現状

176条、177条では、13歳未満の被害者に対しては、「暴行または脅迫」がなくても犯罪が成立することとされている。

……論点

暴行等なしでも犯罪となる年齢は何歳が妥当か。

年齢で区分することは妥当か、それ以外の方法があるのか。

加害者の立場や、被害者との年齢差等によって区分すべきか。

176条、177条のなかで、「性交同意年齢」未満の被害者と、「性交同意年齢」以上の被害者への加害を同一条文として記載することは変更が必要ではないか。また、処罰は成人の場合と異なるようにすべきではないか。年少者に対する性暴力は、刑罰が加重されるべきではないか。

未成年に対する性虐待・性暴力の細分化、加重化はどのようにすべきか、

加害者と被害者の関係性で、同意年齢や犯罪の成否や処罰の重さが異なるべきか。

「性交同意年齢」という用語について。

年齢の錯誤を免責するか。

少年加害者と被害者との年齢差が少ない場合の、性的攻撃の性質の判断や責任。

(提言) 「性交同意年齢」の引き上げは必要。(保護法益も異なると考えられるため)成人への加害行為とは別に、かつ、重く処罰すべきである。ただし、年齢だけでなく、当事者の関係性等を踏まえて、きめ細かい設定が必要である。また、年齢の錯誤については免責されない規定も必要である。被害者の同意の有無は犯罪の成否に影響しない。

④指導的立場にある者、保護する責任のある者等からの行為について

……現状

特に規定はない。ただし、この点については、2012年7月「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～において指導的立場にある者等による性犯罪の防止等は重点的に検討されている。

……論点

指導的立場にある者、保護する責任のある者が加害者の場合の犯罪類型を設けるべきか。

指導的立場にある者、保護する責任のある者の範囲はどのようなものか。

近親者について特に加重すべきではないか。

暴行・脅迫は他の性犯罪の場合と同程度に必要なか。どのような行為態様まで処罰するか。

指導的立場にある者、保護する責任のある者が加害者の場合、刑罰を加重すべきか。

その場合、処罰はどの程度加重すべきか。

どのような加重処罰の類型が妥当か。

権限濫用の場合。

被害者に障害がある場合。

被害者に同意がある場合に、その同意の効力の位置づけは。

金銭が介在する場合の同意の効力は。

(提言) 指導的立場にある者、保護する責任のある者について別犯罪類型として加重処罰が必要。近親者による加害行為については、別途重い犯罪類型を設けるべき。どのような犯罪類型がよいか、加重の程度は検討が必要である。ただし、現状の「暴行又は脅迫」がなくても、犯罪が成立しうることとすべきである。また、被害者の同意の有無について、犯罪の成否には、③同様、被害者の同意は犯罪の成否に影響しない。

⑤処罰対象行為・範囲について（「女子のみ」「姦淫」）

……現状

177条において「女子を姦淫」と犯罪行為を限定し、その余の性暴力については、176条において「わいせつ行為」として処罰し、177条強姦罪の場合よりも軽い法定刑を規定している。

……………論点

被害者の性別によって刑罰の重みづけが必要なのか。

重く処罰する対象は、「姦淫」のみか。「性的挿入」も重く処罰するか、「姦淫」と「性的挿入」（挿入対象と挿入物の特定と重みづけ）を同じ処罰とするか、性的侵害・性暴力を上位概念として性的挿入と（その他）性的接触という区分でよいか、性的挿入の中で、たとえば男性器挿入については重みづけをするか。

177条と176条は、全く別のものか、統合できるのか。

性的接触について、どの範囲で処罰をするのか。例えば避妊への非協力など。

性的接触以外の性暴力についても処罰すべきか。非接触型の性暴力は規定すべきか、また、強要罪の範囲を拡大して意に反した性行為に対応すべきか。

「挿入」を重く処罰する場合に、挿入の立証が被害者に負担にならないか。また、挿入を遂げなかった場合の加害者の主観の認定によって結果が不安定にならないか。

(提言) 性的挿入（性的侵入）については、被害者の性別にかかわらず、同一の刑罰としてそれ以外の性的接触の犯罪よりも重く処罰する。犯罪行為としては、性的挿入について、それ以外の性的接触、非接触型性暴力を分けて処罰の対象とする。性的挿入については、挿入対象として、膣・肛門・口腔を同一に扱うべきか、範囲をさらに広げるべきか、挿入物質は男性器と他の物質を分けるべきか、については検討が必要である。

性的挿入以外の性暴力について、そのあり方や類型や処罰について検討が必要である。

⑥ 夫婦間強姦

……現状

176条、177条ともに、夫婦間でなされた場合に除外される旨の記載はないが、強姦罪については、少なくとも婚姻関係が破たんしている場合以外には、加害者は処罰の対象とされない運用がされている。

……論点

夫婦間強かんについて、除外されるものではないことを明記する。

夫婦間強かんを条文上明記する。

夫婦間強かんを通常の強姦よりも重罪化するか（フランス刑法参照）。

母体保護法の配偶者同意要件の廃止（または緩和）。

「夫婦間強姦」という用語について、適切な用語はないか。

（提言） 176条、177条について、加害者と被害者の関係性によって、適用が除外されないことを明記すべき。母体保護法の配偶者同意要件を廃止すべき。（母体保護法の同意を違法性阻却事由と位置付ける前提となっている刑法墮胎罪の削除）

⑦ 法定刑の引き上げ

……現状

強制わいせつ罪の法定刑は六月以上十年以下の懲役、強姦罪の法定刑は三年以上の有期懲役

……論点

法定刑の引き上げが必要か。

どの程度の引き上げが必要か。

法定刑は、強姦で一律同じでよいか。

（提言） 性暴力の法定刑を引き上げるべき。その中でも、どの犯罪類型を加重処罰すべきかは、きめ細かく分類することを含めた検討が必要である。

⑧ セクシュアル・ハラスメントの刑罰の対象化

……現状

特に規定はない。

……論点

独立の犯罪類型とすべきか。

構成要件の明確性との関係でどのような規定が妥当か。

（提言） 独立の犯罪類型としたうえで、構成要件を明確にする方法を検討すべきである（フランスでの判決と法改正参照）

⑨ その他 ……………論点

上記性的挿入、性的接触以外についても、刑法改正においては、性暴力及びその保護法益との整合性から下記について検討すべきである。(一部、その他の項目参照。)

法律の適用における無差別の原則の確認(性別、職業、関係性、国籍、障害、年齢等による差別の禁止)

重婚罪の削除

淫行勧誘罪の改正と整理、売春防止法との関係整理(とくに5条の削除と3章の削除)、(買春者処罰については議論がある。)、性交以外を対象とする風営法の改正、性風俗産業での暴力被害者の救済の障壁の撤去

随胎罪削除

人身売買罪の精緻化と重罰化

特別公務員暴行陵虐罪の暴行内容の精緻化

既定の類型以外に、リベンジポルノの処罰の検討

ポルノ規制 特に成人ポルノに対する規制、ポルノ制作・流通過程等の被害への対処、

強姦以外の性的自己決定権の侵害行為の規定(性奴隷、強制売春、強制妊娠、強制断種等)

証人威迫罪を性暴力被害者に利用しやすいものにすべき。

DV保護命令の対象に性暴力被害も含める。

改正のイメージ(試案)

刑法26章の2 性侵害の罪

203条の2)

1) 15歳以上の者に対して、被害者もしくは第三者に対する暴力の行使、暴力の威嚇もしくは(暴力への恐怖、強迫、拘禁、心理的抑圧または権力の濫用などの)強制によって、強制的環境に乗じて、または真の同意が不可能な状況において、陰茎を膣、肛門、又は口腔に挿入した者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

2) 15歳以上の者に対して、被害者もしくは第三者に対する暴力の行使、暴力の威嚇もしくは(暴力への恐怖、強迫、拘禁、心理的抑圧または権力の濫用などの)強制によって、強制的環境に乗じて、または真の同意が不可能な状況において、身体の一部その他の物を膣、肛門に性的に挿入した者も、同様とする。

3) 15歳以上の者に対して、被害者もしくは第三者に対する暴力の行使、暴力の威嚇もしくは(暴力への恐怖、強迫、拘禁、心理的抑圧または権力の濫用などの)強制によって、強制的環境に乗じて、または真の同意が不可能な状況において、第1項及び第2項の性的接触をした者は、10年以下の懲役に処する。

又は

203条の2)

1) 15歳以上の者の同意を受けないで、陰茎を膣、肛門、又は口に挿入した者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

2) 15歳以上の者の同意を受けないで、身体の一部その他の物を膣、肛門に性的に挿入した者も、同様とする。

3) 15歳以上の者の同意を受けないで、第1項及び第2項の性的接触をした者は、10年以下の懲役に処する。

4) 同意を受けないで行われた行為についての本章に定める責任は、真摯な同意があることの確認した経過がない場合には同意を受けていないものとして処断する。

203条の3)

- 1) 15歳未満の者に、陰茎を膣、肛門、又は口に挿入した者は、無期又は7年以上の懲役に処する。
- 2) 15歳未満の者に、身体の一部その他の物を膣、肛門に性的に挿入した者も、同様とする。
- 3) 15歳未満の者に、第1項及び第2項の性的接触をした者は、15年以下の懲役に処する。
- 4) 1項乃至3項の規定は、保護下にある15歳以上18歳未満の者に対してなした場合も同様とする。
- 5) 本章において、一定年齢未満の者に対して行われた行為の責任は、他の者が右の年齢に達していないことを知らなくても、知っているとは仮定できる相当な事由のあるものにもこれがあるものとして処断する。
- 6) 本条の罪を犯した者と、児童との年齢及び発達の違いが小さいこと及びその他の事情にてらして右の行為が児童に対する攻撃を意味していないことが明らかな場合には、これを責任ありとして処断してはならない。

加重類型(181条)について、重罰化と、その類型化

関係性・・・保護責任者、職権濫用、障害者に対する性暴力の場合

行為態様について共犯、

結果について(武器・凶器の使用、感染症、妊娠)

性暴力は、相手だけでなく、意に沿わない時期、方法も含む。避妊への不協力が対象にすることを検討。

非接触型にも広く対応・・・露出、性的畏怖、覗き、盗撮等

非接触型

例)人に不快感を呼起す方法で他人に向けて性器を露出し又はその他言葉もしくは振舞により人の性的統合性を侵害するに適した方法で他人を畏怖させる

■・・・した者は■に処する。

性的映像の被写人物の同意のない撮影及び流通

現行の180条(親告罪規定)、184条(重婚罪)削除

性的奴隷化、強制売春、強制妊娠、強制断種も対象に、

刑法212~214条(墮胎罪)は削除

182条の2として買春者処罰規定を検討。売春防止法5条、3章を削除

例)

- 1)本章において前各条に掲げる以外の場合で、対価と引替えに一時的性的結合を得る者は、「性的サービスの購入」として■の罰金に処する。
- 2)第一項に述べることは、対価が約束され又は他人から与えられた場合であってもこれを適用する。

子どもに対する性暴力・性虐待・性搾取を類型化し、重罰化する（ドイツ刑法等参照）。

本章の罪は、被害者との関係性を問わず成立し、婚姻やその他のいかなる関係があっても免責されるものではない。

その他の政策として、上記犯罪に該当するかどうかにかかわらず性暴力被害当事者の支援の充実、被害者リプロダクティブ・ヘルス、性風俗産業で働く当事者の支援、性的搾取を生み出す根本的原因としての貧困や差別、居場所のなさへの対策、人身取引対策との連動、基地問題・戦時暴力との関係、等を法改正と同時に実現する。

2. 捜査・裁判手続

① 被害届・告訴の受理について

a. 被害届・告訴受理の問題

【現行制度】

刑法強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪及びその未遂罪は親告罪であるため、告訴しないと検察官は起訴できない。犯罪捜査規範の第六十一条に「警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない」とあるが、法的拘束力はない。

【問題点】

性暴力は密室で行われることが多く、証拠が揃っていなかったり、加害者の特定が困難として、告訴が受理されないことが多い。しかし、証拠の具備や加害者の特定は本来被害者がなすべきことではない。

【提言】

犯罪捜査規範の第六十一条にある「警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない」を順守し、警察としては、性暴力被害の届け出・告訴があつた場合にはこれを速やかに受理して捜査に着手し、事件化すべきである。

b. 公訴時効

【現行制度】

刑法強姦罪の公訴時効は10年、強制わいせつ罪は7年などである。2010年に公訴時効の見直しが行われた際に、「性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること」という付帯決議が採択されている。PTSDによる強姦致傷罪を適用することで、被害が継続しているとして、時効が成立していないとされる場合もある。

【問題点】

子どもの頃に被害にあつた場合には、すぐに訴えられないことも多く、成人してから訴えようと思っても、時効が完成している場合には、告訴しても不起訴になってしまう。大人であっても性暴力と認識できなかつたり、支配関係が継続している場合には訴えることが困難である。

【提言】

- 性犯罪についての公訴時効を廃止する。

- 子どもに対する性虐待・性暴力事件について、被害者本人が成人に達するまで公訴時効を停止する。

※民法では、「不法な行為から20年が経過する」と、損害賠償の請求権が無条件に消滅する「除斥期間」が定められている。2013年の釧路地裁判決では、3歳から8歳の間に性的虐待を受けてPTSDになったとして30代の女性が親族の男性に損害賠償請求をした事件で、裁判長は「除斥期間」を適用して、訴えを棄却した。こういった場合には、明確に性暴力被害だと認識できてから（精神科の治療やカウンセリングを受けて認識できるようになった場合など）時効を起算するべきである。

②捜査の適正化

a. 子どもや障がい者など特別の配慮が必要な人が被害者である場合の事情聴取

【現行制度】

捜査において、被害者の特性によって配慮する規定はない。被害者の供述を録画・録音した記録を裁判の証拠として採用する制度は実現していない。2013年に制定された「障害者差別解消法」においては、社会的な障壁を取り除くための合理的な配慮提供の義務化が明文化されている。

【問題点】

子どもや障がい者が被害者である場合に、訓練を受けずに事情聴取すると、誘導尋問のようになっていたり、何度も事情聴取をすることで、供述が変遷してしまうなど、供述の信用性が失われることがある。

【提言】

- 年少者や障がい者の被害者に対しては、専門の訓練を受けた児童相談所・警察・弁護士などの多職種連携チームでの事情聴取の方法を導入する。
- 陳述録画の制度（供述を録画・録音した記録を裁判の証拠として採用できる制度）を導入する。
- 「障害者差別解消法」の趣旨に沿って、事情聴取における合理的な配慮提供を義務化する。

b. 証拠採取・保全

【現行制度】

証拠法の規定によって、捜査機関が採取したものでなければ裁判で証拠として採用されない。

性犯罪の捜査における証拠採取・保全について、専門的なマニュアルや規定がない。

【問題点】

○被害者が最初に相談につながりやすい医療機関やワンストップ支援センターで証拠が採取・保管された場合でも証拠法の規定により裁判で活用できない。

○証拠採取の手法が現場で不統一で不十分である。（精液の有無しか調べない。DNA鑑定を行わないなど）

【提言】

- 警察官や医療機関、子ども専門機関が証拠の採取・保全を行うためのマニュアルの作成、研修を行う。
- 医療機関に併設されたワンストップ支援センターや一定の基準を満たした医療機関で医師が証拠を採取・保管した場合でも証拠法の規定により裁判で活用できるような法改正や体制の整備を行う。

- 病原体DNAを証拠として活用するなど証拠採取の手法について改善するための予算化をする。
- 刑事訴訟法や保助看法の改正を含め、SANEによる証拠採取の権限を認める。

c. 証人・専門家の支援

【現行制度】

専門家を証人として採用することについては、個々の検察官、裁判所の判断にまかされている。

【問題点】

性暴力被害の実態を理解していない捜査官による捜査には限界があり、必要な立証作業が行われていない。

医療関係者などが公判で専門家として証言する場合に、物理的にも精神的にも負担が大きく、積極的に協力することが困難である。

【提言】

- 専門家への協力要請、証人として採用することを制度化する。
- 被害者だけでなく、医療関係者等の支援者の保護と負担軽減も拡充する。

③ レイプシールド法

【現行制度】

規則によって侮辱的な尋問が禁止されていたり（刑事訴訟法規則 199 条の 13 第 2 項第 1 号）、証人尋問では関連性を明示した尋問が求められているが（刑事訴訟法規則 119 条の 14）、性暴力被害者の過去の性的行動に関する証拠について制限するなど、性暴力被害者の公判における二次被害を防止するための規定はない。

【問題点】

被害者が法廷で、被告人の弁護人から、犯罪の成立要件に関係ない被害者自身の過去の性的行動について執拗な尋問を受けるなどして、被害者のプライバシーが侵害され、精神的に多大な苦痛を受ける。また、その結果、裁判官や裁判員に不当な偏見を与える。二次被害を恐れて、被害者が被害申告をためらうことになる。

【提言】

- 刑事裁判手続において、レイプ・シールド法（被害者の過去の性的行動に関する証拠の提出を例外的にしか認めない制度）を導入すべきである。
- その場合、その証拠を提出しうる例外について、公訴事実に関連する妊娠・精液・障害・疾患の原因が被告人にはないことを立証する場合に限るべきである。

④ 裁判における事実認定について（「暴行・脅迫」の判断、「経験則」）

【問題点】

2011 年以降、事実認定の中に「強姦神話」を忍び込ませて被害者の供述の信用性を否定する最高裁判決が出されている。このような事実認定における経験則は被害者の実態からかけ離れていて間違っているだけでなく、差別の問題であり、女性差別撤廃条約等で求められる政府の差別撤廃義務に違反するものである。2010 年に女性差別撤廃委員会がフィリピンの通報事件について「レイプ犯罪および他の性犯

罪に関わる事件のすべての法的手続が公平かつ公正であり、偏見や固定的なジェンダー概念に影響されないことを確保すること」とする勧告を採択している。

【提言】

- 性暴力事件において、ジェンダーに基づく偏見や誤解（いわゆる「強姦神話」も含む）に依拠した判決を防ぐため、性暴力事件についての事実認定の原則を盛り込む。

⑤被害者・証人の保護

a. 捜査段階からの弁護士・支援員の付き添い

【現行制度】

捜査官は事件を捜査・立件するのが本業であるという意識が強く、被害者に配慮する余裕もない。女性警察官の数が依然として少なく、担当できない場合がある。女性だからと言って必ずしも性暴力被害者への理解があるわけでない。弁護士や支援員の付き添いが認められていない。

【問題点】

被害者に対して強かん神話に基づいた二次被害が加えられている。被告人の弁護人からの示談交渉などにさらされ苦痛を受けることがある。

【提言】

- 女性警察官を増員し、女性警察官の専門性を高める。
- 警察官のジェンダーバイアスをなくすための対策を行う。
- 捜査過程での二次被害を防ぐためのマニュアルを作成・研修を徹底する。
- 相談段階から支援員や弁護士が支援する仕組みを制度化する。
- 性犯罪被害者支援に精通している弁護士の育成や被害直後からの支援、女性弁護士の全国への配置を推進する。
- 被害者からの聴取時に時間、身体的疲労等について最大限の配慮がなされるべきである。
- 被告人の弁護人が被害者への示談の強要など悪質な活動をすることを規制する。

b. プライバシー保護対策

【現行制度】

起訴状は、謄本（コピー）を被告人に送付しなければならないという規定がある。また、被告人の防御権のために、起訴状では訴因をできるだけ特定しなければならない。そのため、止むを得ないと判断された場合は被害者の氏名や住所が記載される。その他の調書では被害者の個人情報にはできるだけ記載しないようにしたり、マスクングしたりするなど対策は進められている。

【問題点】

起訴状などでの被害者の個人情報の秘匿は進んでいるが徹底されず、加害者に個人情報を知られて、被害者が恐怖を感じ、引っ越しを余儀なくされたりする。被害者が特定されることを恐れて告訴を取り消す場合もある。

【提言】

- 刑事手続き全てにおける被害者のプライバシー及び私生活の平穩の維持ができるよう方策を推進すべきである。

- 裁判員候補者にも守秘義務を課す、証拠の示し方等を細かく規制する
- 被告人の弁護人が被害者のプライバシーを侵害しないよう厳しく規定する。

c. 被害者の安全確保

【現行制度】

加害者の報復から被害者や証人を保護する制度はない。

【問題点】

被害申告することで加害者からの報復が想定されるため、恐怖のために訴えられない。訴えることで危険や不安が生じても必ずしも被害者の安全が守られていない。

【提言】

捜査、裁判手続き、出所後も、加害者の報復等から、被害者や証人を保護するためのプログラムのひとつとして、(接近禁止などの) 保護命令を設ける。

⑥裁判員制度

【現行制度】

強姦致傷や強盗強姦罪など重罪の性犯罪は被害者の意志に関係なく裁判員裁判で審理される。知人等関係者を裁判員候補者から外すためには名前などで判断するしかなく、また将来的に、被害者の事件の裁判員だった人が知り合いになる可能性もある。ビデオリンク方式で証言したとしても、声はそのまま流される。

【問題点】

裁判員を選定する際に知り合いを完全に排除することが困難である。公判で声を聞かれることに抵抗がある被害者も多い。裁判員裁判になることが怖いため、被害申告を躊躇する被害者もいる。

【提言】

- 裁判員裁判における被害者の更なるプライバシー保護を進める。
- 裁判員に二次被害防止研修を実施し、そのためのマニュアルを配布すべき。
- 性犯罪を裁判員裁判対象とするかどうかを被害者が選択できるようにすべき。

⑦被害者参加制度

【現行制度】

性犯罪の被害者は、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができる。その際に弁護士に委託することができ、経済的に余裕のない被害者は、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度もある。

【問題点】

起訴以降の支援しかないため、被疑者の弁護人から示談交渉を執拗に行われ、大きな苦痛を受けることがある。裁判のシステムなどについての説明が十分されないため、理解されないままに事態が進行することもある。

公判前整理手続きには参加できず証拠の取り扱いについて意見が反映されない。

【提言】

- 捜査段階から弁護士を公費でつけられるようにする。
- 公判前手続きに被害者の意見も反映できるようにする。
- 公判における証拠の取り扱いにおいてプライバシーの保護の観点を重視する。

⑧司法関係者に対する研修

【現行制度】

法学部や法科大学院、司法研修所などでジェンダー及び性暴力の項目は極めて少なく、法律の実務家には基本的な知識を得る機会がない。

【問題点】

裁判等の過程において、被害者が二次被害を受けることは多い。性暴力犯罪について研修の機会がほとんどない。

【提言】

- 法学部、法科大学院の教育カリキュラムの中にジェンダー及び性暴力の項目を必須のものとして組み込む。
- 司法修習の必修プログラムに性暴力犯罪についての項目を盛り込む。
- 実務家となった後も数年おきに継続的に、性暴力被害の研修を行う。
- 研修においては被害者や支援者の話を聞くことを盛り込む。

以上